事例No.	1521
公表年度	R3
団体の属性	一般市
団体名	宮崎県都城市

事例区分	公営企業

タグ	・と畜場事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・公共施設活用

事例種類	民営化

事例内容・タイトル

都城市食肉センターの民営化について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和４年２月号）

先進事例紹介



都城市食肉センターの民営化について

都城市農政部畜産課

1．都城市食肉センターが果たしてきた役割

都城市は、宮崎県南西部鹿児島県境の三方を山に囲まれた広大な都城盆地に位置しており、豊富な地下水や湧水に恵まれ、盆地を貫流する大淀川が豊かな土壌を育むことで、畜産業を中心とした農業を展開し、令和元年市町村別農業産出額で全国１位となり食料基地として重要な役割を果たしています。

都城市食肉センターの前身のと畜場は、明治39年に「都城と畜場」として開設されました。昭和２年に現在地に移転した後、昭和45年度に都城食肉事業協同組合への管理運営委託を機に市職員を引き上げ、名称も「都城市食肉センター」に変更しました。昭和62年に大動物棟、昭和63年に小動物棟の新築工事をおこない、平成11年に大動物棟、平成12年に小動物棟の改修工事を実施しています。当該センターは、開設から100年以上の長い歴史をもち、畜産のまちのシンボル的役割を担ってきました。

運営面においては、昭和45年度から平成17年度までの長きに渡り、都城食肉事業協同組合に管理運営を委託してきましたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、最初の１年間は非公募により食肉事業協同組合が指定管理者となりました。２年目からは公募により指定管理者を募集し、２社から応募がありました。選定基準に基づいて審査・選考（総合点数方式）をおこなった結果、都城ウエルネスミート株式会社が指定管理者として選定され、トータルで３期13年間（３年間、５年間、５年間）指定管理者として管理運営をおこない、今回の民間譲渡に繋がる大きなきっかけになったと捉えています。

当該センターの主な役割として、下記の３項目をあげることができます。

(1)　南九州の畜産地帯で肥育された、養豚、経産牛、乳用種牛等を中心とした、と畜解体を通じた食肉産業の形成

(2)　養豚、経産牛、乳用種牛等を中心とした食文化の形成

(3) 病畜牛等を扱うことによる、畜産農家への貢献

食肉処理施設は、大きく①食肉卸売市場に併設のと畜場、②食肉センター、③一般と畜場の３つに分類されますが、当該センターは③一般と畜場の範疇に入ります。すなわち、セリ機能は持たず、利用者が、家畜市場や農家から購入した家畜を生体の状態で持ち込んで、解体手数料や施設使用料を支払い、と畜処理された枝肉を持ち帰るというシステムになっています。

２．都城市食肉センターの問題点

長い歴史を持つが故に、当該センターは、多くの問題点が生じるようになってきました。

第１の問題点としては、建物等の老朽化が進んでいた点であります。昭和62年～63年の新築工事以来30年以上経過しており、近い将来に大規模改修又は建替えが必要となってくる状況でした。また、基本協定に基づき、機械施設の修繕については、前年度経常利益の50％以上を指定管理者がおこなっていましたが、大きな費用が見込まれる修繕については市でおこなっていたため、今後10年間で約10億円程度の更新費用がかかることが予想されました。

第２の問題点としては、牛のと畜頭数が年々減少している点でした。平成６年度のピーク時には約１万２千頭であったと畜頭数が平成30年度には約２千８百頭まで落ち込んでいました。

第３の問題点としては、利用業者の偏りでした。開設当初は地元の精肉店を中心とし380事業者程いた利用業者が令和元年度には12事業者まで減少し、豚については上位２社でと畜頭数の91.3％を占め、牛については、上位２社で94.7％になり利用事業者の偏りが顕著な状況となっていました。

第４の問題点としては、指定管理者制度に伴う雇用問題等がありました。当該センターは平成18年度より指定管理者制度を導入しましたが、解体等を行っている従業員については、基本的に食肉事業協同組合の職員が継続雇用されました。しかし、指定管理者の契約期間が定められているということもあり、従業員は社会的には非正規雇用の扱いとなりました。また、当初、指定管理者は市へ、前年度経常利益の30％を還元していたものの、市の修繕費支出等はその額を上回るものでした。その後、条件を変更して前年度経常利益の50％以上を修繕費に充ててもらうことで了承を得ましたが、市の支出は改善されませんでした。一方、指定管理者は修繕代等を除いても毎年黒字を計上していました。

●食肉センターの稼働状況（事業者利用実績）　（平成30年度利用実績）

利用者	と畜頭数【豚】			と畜頭数【牛】		
A 社系列	３社	125,291頭	46.1％			
B 社	１社	122,939頭	45.2％			
C 社	１社	1,807頭	0.7％	１社	2,244頭	79.9％
D 社	１社	12,453頭	4.6％	１社	415頭	14.8％
他	５社	9,198頭	3.4％	２社	148頭	5.3％
合計	11社	271,688頭		４社	2,807頭	

●と畜頭数の推移　　（単位：年度、頭）

畜種	23	24	25	26	27	28	29	30
牛	4,863	4,973	4,355	3,024	2,635	2,206	2,277	2,807
馬	32	34	36	30	24	21	30	16
豚	273,328	300,139	298,654	278,153	276,871	282,558	265,178	271,688

3．民間譲渡方針について

市では食肉センターの課題解決のため、平成29年度に庁内検討会を立ち上げ、今後の在り方について協議を重ねました。その結果、現在の利用者数および利用状況から公的施設として継続する当初の目的･意義が低下していると考え、有償譲渡を行うという結論に達しました。また、譲渡先事業者としては、公募するのではなく、現在の指定管理者である都城ウエルネスミート株式会社が最適であると判断しました。当時の選定理由は下記のとおりです。

① 委託と畜を専門に行い、特殊なと畜技能を持つ従業員を擁する事業者は市内に他に無く、過去に指定管理を受託した都城食肉事業協同組合は解散している

② 建設後30年を経過し老朽化している施設を、現状を理解した上で引き受ける事業者は他に見込めない

③ 譲渡先を広く公募するより、毎日1,000頭を超える家畜のと畜処理を、滞りなく円滑に引き継げる事業者を選定することが、市民生活や施設利用事業者への影響を考慮した場合、最も重要である

④ 食肉センター内に勤務する譲渡先事業者や施設利用事業者の従業員は、120名を超え、その多くが市内居住者である。今回の民間譲渡によって、この雇用が指定管理期間の影響を受けることなく、永続されることになり、雇用の安定確保にも繋がる

⑤ ３期12年間、指定管理者として堅実な運営により黒字を確保しており、その間、適切な維持管理により高い稼働率を維持している。また、施設利用事業者とも良好な信頼関係を築きあげている

さらに、譲渡するにあたり、市が譲渡先事業者に示す基本条件を下記のように定めました

○譲渡後も現在の経営内容を継続する

○譲渡価格については不動産鑑定評価額による

○市費による修繕については、譲渡までの施設稼動に必要な緊急的なものについては対応するが、譲渡後の対応は行わない

4．民間への移行

令和元年度より、指定管理者である都城ウエルネスミート株式会社と譲渡について本格的に交渉をおこない、市の譲渡に対する基本条件を示したところ、同年８月に譲渡に向けて内諾を戴きました。内諾を受け、同月に市の庁議付議をおこない、９月に市議会全員協議会を開催し、同月に利用事業者への説明会を開催しました。市議会全員協議会においても反対意見等は無く、利用事業者説明においても概ね良好な雰囲気の中で行われ、利用者からの理解は得られたと判断しましたが、後日、今後の牛のと畜等に対する不安の声も聞こえてきました。その後の譲渡交渉においては売買契約の内容等におい

て、譲渡先事業者と折り合いがつかないなど、交渉は決してスムーズではなく、難航する面も多々ありました。

最終的に令和２年２月４日に仮契約書への押印、翌日の契約保証金の納付をもって、都城市食肉センターの売買仮契約が成立し、３月13日の市議会において、財産処分の議案議決により正式に売買契約が成立しました。

令和２年４月１日の民営化から現在まで１年６カ月以上経過していますが、譲渡先の都城ウエルネスミート株式会社や利用者からは、市に対し相談等もなく民間の経営手法を活用した施設の更なる有効活用が図られているものと考えています。

概　　要

●施設名　　当初：都城市食肉センター（開設者：都城市）
　　現在：都城ウエルネスミート株式会社（開設者：都城ウエルネスミート株式会社）

●所在地　　宮崎県都城市平江町36号２番地

●沿革

・明治39年	「都城市と畜場」として開設
・昭和２年	現在地に移転
・昭和45年	都城食肉事業協同組合に管理運営を委託 市職員引き上げ 都城食肉事業協同組合を法人格に変更 名称を都城市食肉センターに変更
・昭和61年	改修基本設計
・昭和62年	実施設計
・昭和62年	大動物棟新築工事
・昭和63年	小動物棟新築工事
・平成８年	O-157発生により、「と畜場法」施行令、規則改正
・平成10年	法律改正に伴う衛生的改修実施設計
・平成11年	大動物棟改修工事
・平成12年	小動物棟改修工事
・平成15年～16年	小動物棟部分肉処理室改修
・平成16年	小動物棟懸肉室改修
・平成18年	指定管理者制度により食肉事業協同組合が指定される（１年間）
・平成19年	指定管理者制度により都城ウエルネスミート株式会社が指定される（３年間）
・平成22年	指定管理者制度により都城ウエルネスミート株式会社が指定される（５年間）
・平成27年	指定管理者制度により都城ウエルネスミート株式会社が指定される（５年間）
・平成29年	庁内検討会を立ち上げる
・平成31年３月	食肉センターの有償譲渡を市の方針として決定
・平成31年４月	都城ウエルネスミート株式会社と譲渡交渉開始
・令和元年８月	都城ウエルネスミート株式会社より譲渡について内諾を受ける
・令和元年８月	庁議付議
・令和元年９月	市議会全員協議会
・令和元年９月	利用事業者への説明会開催
・令和２年２月	売買仮契約成立
・令和２年３月	３月議会にて財産処分の議案議決により売買契約が成立
・令和２年４月	民間譲渡により開設者変更

●施設

1）能力

①と畜１日あたりの処理能力

大動物　60頭　小動物　2,200頭

②部分肉処理能力

大動物　35頭　小動物　630頭

③汚水処理施設　2,000トン（最終処理は公共下水道へ）

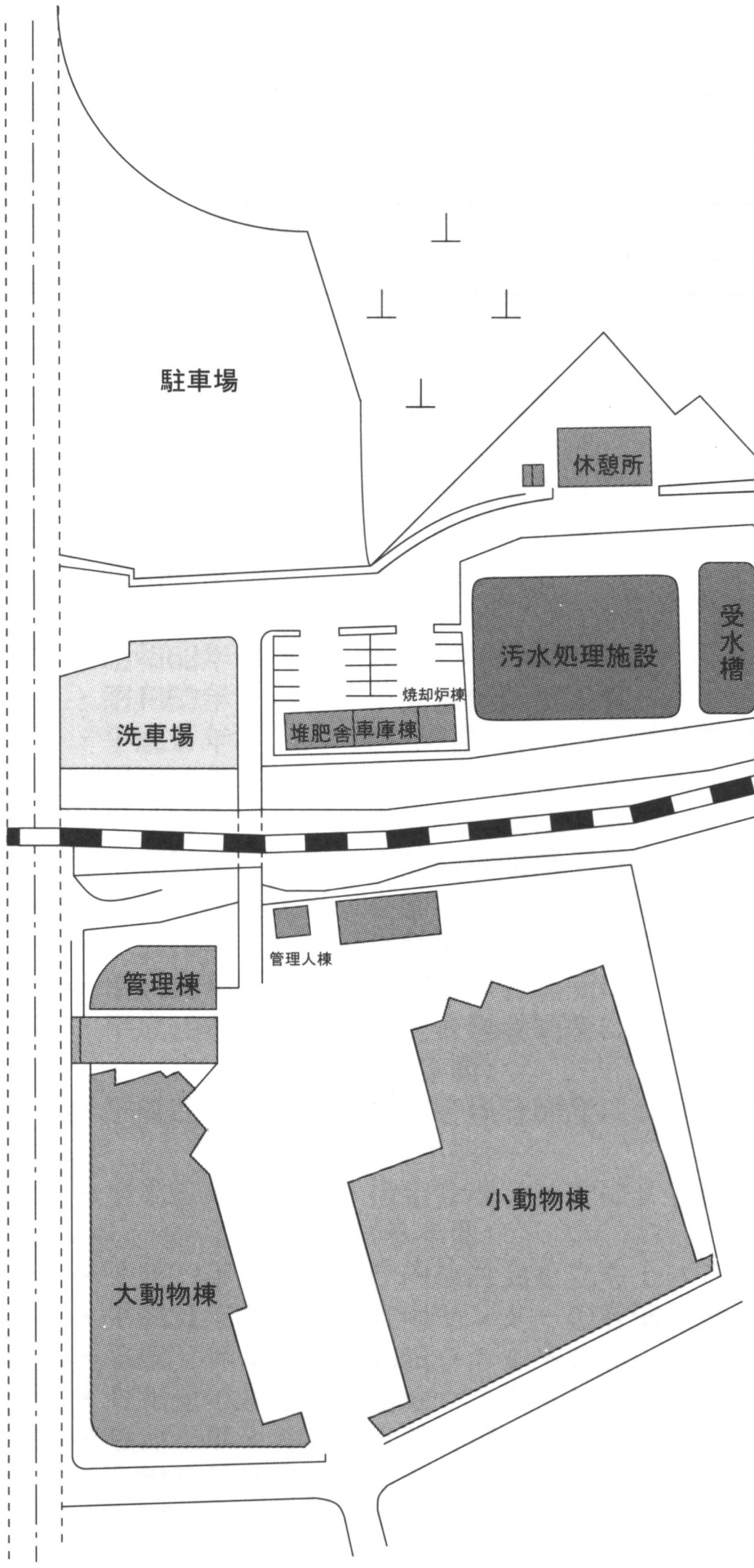
2）規模

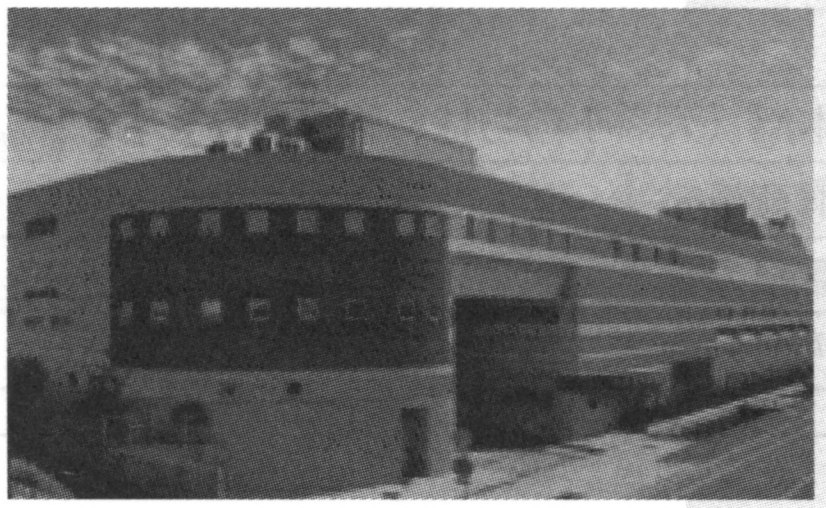
敷地面積　18,289m^2

建物面積

主要施設名	面積（m^2）
本館（大・小動物棟、管理棟）	8201.98
病畜棟	165
管理人棟	68
汚水処理施設	385

施設配置図

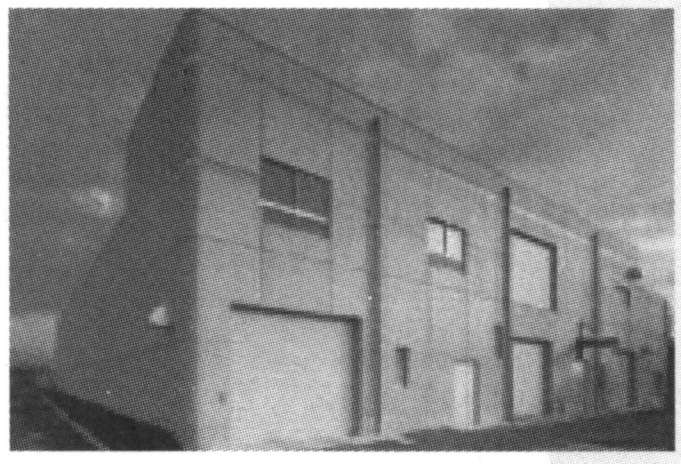




センター正面



管　理　棟



汚水処理施設